

令和2年4月21日

保護者 様

東近江市こども未来部長

新型コロナウイルス感染者が発生した時の認定こども園等の対応について

平素は、本市幼児保育教育施設の運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、4月17日（金）に、東近江市内5例目となる新型コロナウイルスの感染者が確認されました。県内では、20日（月）現在で71人となり、一週間で2倍に増えています。

国でも、「三密をさける」、「8割の接触を減らす」、また県からは「滋賀5分の1ルール」という働き方も提示されています。2、3号認定児につきましては、今後も登園自粛体制で保育を行います。感染拡大防止のため家庭保育が可能な場合はできる限り登園自粛をお願いします。

今後、子ども及び職員が感染者或いは濃厚接触者になりうることも考えられます。その場合下記のように対応しますので御理解御協力をお願いします。また職員に関しても、可能な限り少人数で保育を行い感染拡大防止に努めたいと思います。

また、自粛期間等変更があるときは、速やかに連絡します。

記

1 子ども及び職員が感染者になった場合

滋賀県衛生部局及び保健所と相談をし、該当園を消毒するため数日間休園とします。なお、他園への感染拡大防止のため代替の保育は行いません。

2 子ども及び職員が濃厚接触者になった場合

家族（同居されている方）が発症した場合、保健所が濃厚接触者を特定します。その場合は、発症者と最後に接した日から2週間の自宅待機をしていただき登園はできません。

3 その他

園内での発症がなくても地域の状態等によっては休園という措置をとる場合もありますので御了承ください。

問い合わせ先
東近江市こども未来部 幼児課
TEL 0748-24-5647